別記様式第１号－１【個人用】（法第19条関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

▶□にチェック☑（又は■）

|  |
| --- |
| 同　意　事　項 |
| ●私は、本計画が認定された場合、本計画に記載された内容のうち、氏名、市町村名、所属組織、認定番号、環境負荷低減事業活動の類型、目標年度、活動に取組む品目、内容及び目標については、申請した市町村を所管する県広域本部又は地域振興局農業普及・振興課へ、県農業技術課から共有することを承諾します。●私は、県が認定事務の一部を委託する外部機関より、本計画の修正や内容確認等についての連絡があった場合には対応します。その際、誤字・脱字等の軽微な修正については、県が委託する外部機関に修正作業を任せます。また、認定判断に影響するような重要な修正については、郵送やメール等で対応します。●私は、本計画が認定され、年に１回、県が委託する外部機関から、メールや電話等で実施状況の報告を求められた場合には対応します。**□　以上のことに同意します。**　　　　　　　　　　　　　※目標年度までは、本申請書の写しを保管しておいてください |

１　実施内容に対応する同意基本計画の名称

|  |
| --- |
| 熊本県みどりの食料システム基本計画 |

注　環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、２に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

２　申請者等の概要

▶各項目に記入

|  |
| --- |
| 申請者（代表者） |
| ふりがな |  |
| 氏名又は名称(法人その他の団体の場合はその代表者の氏名) |  |
| 住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| 携帯電話番号 |  |
| E-mailアドレス |  |
| 業種 | □耕種農業 　□ 畜産業 |
| 認定番号（新規申請は記入不要） |  |
| 所属組織 |  |
| くまもとグリーン農業生産宣言の有無 | 有（番号：　　　　　　　　　　　）・無 |

|  |
| --- |
| 関連措置実施者（法第19条第３項に規定する措置を含める場合） |
| 氏名又は名称（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名） |  |
| 住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| E-mailアドレス |  |
| 業種 | □農林漁業 □資材製造業 □食品製造業□食品流通業 □その他（　 ） |

注１ 共同申請者がいる場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

２ 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときは、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

３ 「業種」には、該当するものにチェック☑（又は■）を付け、「その他」の場合には、事業内容を（）内に記載すること。

別記様式第１号－３【個人・団体共通】（法第19条関係）

３　環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

（１）農林漁業経営の概況と環境負荷低減事業活動の類型

▶各項目に記入（延べ面積で記入）

▸環境負荷低減事業活動の類型は、「（参考）環境負荷低減事業活動の類型」より該当するものを

チェック☑（又は■）〈ウを選択した場合は、a～fのいずれかに〇〉

　　▸同一品目で複数の環境負荷低減事業活動の類型に取組む場合は、類型ごとに分けて記入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目名〈又は畜種〉 | 環境負荷低減事業活動に取り組む面積(a)〈又は飼育頭羽数〉 | 全体の作付面積(a)〈又は飼育頭羽数〉 | 環境負荷低減事業活動の類型 ※ |
| 現状 | 目標 | 現状 | 目標 |
|  |  |  |  |  | □ア□イ□ウ (a.b.c.d.e.f) |
|  |  |  |  |  | □ア□イ□ウ (a.b.c.d.e.f)□取り組まない |
|  |  |  |  |  | □ア□イ□ウ (a.b.c.d.e.f)□取り組まない |
|  |  |  |  |  | □ア□イ□ウ (a.b.c.d.e.f)□取り組まない |
|  |  |  |  |  | □ア□イ□ウ (a.b.c.d.e.f)□取り組まない |

※（参考）環境負荷低減事業活動の類型

|  |
| --- |
| ア.有機質資材の施用による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少イ.温室効果ガスの排出量の削減ウ.農林水産大臣が定める事業活動（以下から選択）a.土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少b.家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少c.餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少d.土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用e.生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減f.化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全 |

（２）環境負荷低減事業活動の推進方向

▶該当する取組にチェック☑（又は■）（複数選択可）

|  |
| --- |
| 〔これまでの取組み状況〕□土づくりに取り組んできた□化学肥料の削減に取組んできた□化学農薬の削減に取組んできた□温室効果ガス削減に取り組んできた□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）〔今後の取組み方向性〕□土づくり、化学肥料及び化学農薬の削減に取り組む□温室効果ガス削減に取り組む□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）〔関連措置実施者がいる場合〕　関連措置実施者が行う取組み内容（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

注　関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

（３）環境負荷低減事業活動の実施期間

▶実施期間を記入

|  |
| --- |
| 実施期間：令和　　　年度（取組み開始年度）　～　令和　　　年度（目標年度） |

注　５年間を目途に定めること。

（４）環境負荷低減事業活動の内容及び目標

**ア.有機質資材の施用による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合**

▶取り組む品目と作型、栽培期間を記入

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 |  |
| 作型 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（栽培期間：　　月～　　月） |

▶実施内容の取組毎に１つ以上チェック☑（又は■）、資材の使用量等を記入

▶**品目が複数の場合は、品目ごとに作成**

　　▶土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の**土壌診断結果を添付**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容（導入する生産方式） | 資材の使用量等 |
| （有機質資材の施用）〔選択〕※1つ以上選択　□堆肥の施用　　 　　　　□稲ワラ・麦稈の鋤込み　□緑肥作物利用技術　　〈レンゲ、ソルゴー、エンバク等〉 　□草生利用有機物還元　　〈果樹園等に緑肥を作付け〉　□その他（　　　　　　　　 ）  | （現状）有機質資材の施用量　　　　　ｔ/10a | （目標）有機質資材の施用量　　ｔ/10a |
| （化学肥料の施用減少）〔選択〕※1つ以上選択　□局所施肥技術　　〈マルチ内施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥、畝内施肥等〉　　　　　　□肥効調節型肥料施用技術　　〈緩効性肥料、被覆肥料等〉　　　　　□有機質肥料施用技術　□化学肥料に家畜ふん堆肥等を混ぜ合わせた指定混合肥料施用技術　□下水汚泥・有害鳥獣などの地域未利用資源を活用した肥料施用技術□野草堆肥等の地域資源の利活用□スマート農業等の先端技術導入　（導入技術：　　　　　　　）　□その他（　　　 　　　 ） | （現状）化学肥料由来窒素成分 　　　　kgN/10a/作 | （目標）化学肥料由来窒素成分 　　kgN/10a/作 |
| （化学農薬の使用減少）〔選択〕※1つ以上選択　□温湯種子消毒技術　　　　□機械除草技術　　　　　　□除草用動物利用技術　　〈水稲でのアイガモ、コイ利用等〉　　　□生物農薬利用技術※１　　〈天敵農薬、微生物農薬等〉　　　　□対抗植物利用技術　　〈マリーゴールドによる線虫防除等〉　　□抵抗性品種栽培技術　　　□台木利用技術　　　　　　□天然物質由来農薬利用技術※２　　〈銅水和剤、硫黄くん煙剤等〉□土壌還元消毒技術〈米ぬか、低濃度エタノール、糖蜜等を用いた土壌還元消毒〉　□太陽熱利用土壌消毒技術　□熱水・蒸気土壌消毒技術　□反射資材利用技術　　 〈シルバーフィルム等〉　□色彩粘着トラップ技術　　□黄色蛍光灯等の光利用技術　□紫外線除去フィルム利用技術　□雨よけ栽培技術　　　　　□トンネル栽培技術　　　　□防虫ネット利用技術　□袋かけ栽培技術　　　□フェロモン剤利用技術〈交信かく乱剤、フェロモントラップ等〉　□マルチ栽培技術　　 〈わら類、被覆植物等を含む〉□スマート農業等の先端技術導入　（導入技術：　　　　　　　）　□その他（　　　　　　　　　） | （現状）化学農薬の使用回数 　　　　　 回/作 | （目標）　化学農薬の使用回数 　　　　　回/作 |

　※１　農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の登録を

受けたものを利用する技術。捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌を導

入する技術及びバンカー植物を栽培する技術等も含む

※２　有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）別表２に

掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていないものに限る。）を利用する技術

**イ.温室効果ガスの排出量の削減に取り組む場合**

▶取り組む品目と作型、栽培期間を記入

|  |  |
| --- | --- |
| 品目(又は畜種) |  |
| 作型 | 　　　　　　　　　　　　　　（栽培期間：　　月～　　月） |

▶実施内容にチェック☑（又は■）、資材の使用量等を記入

▶品目が複数の場合は、**品目ごとに作成**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容（導入する生産方式） | 資材の使用量等 |
| （内容）〔選択〕※１～４の取組みから1つ以上選択１　省エネ施設・機械等の導入□省エネ施設・機械の導入（機械名：　　　　　）□ヒートポンプ等の導入（導入台数：　　台/ a）　□内張・外張の多層化□保温性の高い被覆資材利用　□自動環境制御装置の導入　□強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換や取組みに必要な施設等の導入２　加温に頼らない作型や品種への転換等新たな栽培方法等の導入□加温期間を短縮する作型の導入や品種の転換□変温管理や局所加温技術導入　□水田での中干し期間の延長や秋耕の実施　□畜産における温室効果ガス削減に資する飼養管理〈アミノ酸バランス改善飼料給餌、飼料への脂肪酸カルシウム添加等〉□生分解性マルチの利用□不耕起栽培の実施３　有機物の施用による土壌炭素貯留推進　□農地へのバイオ炭、緑肥（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培等）、堆肥等の有機物施用４　その他　　　　　　　　　　　 　□（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | （現状）　　　　　　　　 | （目標） |

**ウ. 農林水産大臣が定める事業活動に取り組む場合**

▶取り組む品目と作型、栽培期間を記入

|  |  |
| --- | --- |
| 品目(又は畜種) |  |
| 作型 | （栽培期間：　　月～　　月） |

▶実施内容にチェック☑（又は■）、資材の使用量等を記入

▶品目が複数の場合は、**品目ごとに作成**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容（導入する生産方式） | 資材の使用量等 |
| （内容）（農林水産省告示で定める環境負荷低減事業活動）〔選択〕※1つ以上選択□水耕栽培における化学肥料・化学農薬使用低減　〈環境制御装置の導入、健全な種苗の使用等〉　□環境負荷低減型飼料の給与〈アミノ酸バランス改善飼料、フィターゼ添加飼料等〉□バイオ炭の農地施用　　　　　　□生分解性マルチの利用　　　　　　　　□プラスチック被覆肥料の代替技術導入〈プラスチックを使用しない緩効性肥料やペースト肥料への切り替え、浅水代かき、排水口ネットの設置等の流出防止対策の実施〉　□冬期湛水管理の実施と化学肥料・化学農薬の低減　□夏期湛水管理の実施と化学肥料・化学農薬の低減　□IPMの実施と化学肥料・化学農薬の低減 □その他（　　　　　　　　　　　　　） | （現状）　　　　　　　　 | （目標） |

（５）経営の持続性の確保に関する事項

▶現状は直近の数値を、目標は５年後の数値を記入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現状 | 目標 |
| ア：売上高 | 千円 | 千円 |
| イ：経営費（生産コスト） | 千円 | 千円 |
| ウ：所得（ア－イ） | 千円 | 千円 |

注１　環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。

２　「ウ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあっては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。

３　ア、イ、ウに記載する数値は概数でも差し支えない。

（６）環境負荷低減事業活動の実施体制

▶実施体制を記入

|  |
| --- |
|  |

注１　環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載。

２　申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や

連携体制等について記載。

４　環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

▶活動に取り組む際に機械や設備を導入する場合は記入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金の使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  | □自己資金□融資（日本政策金融公庫）□融資（その他）□補助金等 |  |
|  | □自己資金□融資（日本政策金融公庫）□融資（その他）□補助金等 |  |
|  | □自己資金□融資（日本政策金融公庫）□融資（その他）□補助金等 |  |

注１　環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表１及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

２　「資金の使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等がわかるよう記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表２に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表３に、それぞれ必要事項を記載すること。

３　「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。

５　特例措置の活用に関する事項

　　　農業改良資金やみどり投資促進税制等を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに**別表１に記載し、添付する**こと。

６　環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう、**すべての事項にチェック☑（又は■）を付ける**こと。

【耕種農業】

□　適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

□　適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

□　エネルギーの節減

　温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□　廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

□　生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

□　生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【畜産業】

□　悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

|  |
| --- |
|  |

（添付書類）

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

□　関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

（別表１）

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活用する特例措置の内容 | チェック | 添付が必要な別表 |
| 日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合 | 農業改良資金 | □ | 別表２、別表４ |
| 林業・木材産業改善資金 | □ | 別表２、都道府県指定の認定申請書等 |
| 沿岸漁業改善資金 | □ | 別表２、都道府県指定の認定申請書等 |
| 畜産経営環境調和推進資金（処理高度化施設整備の場合） | □ | 別表２、別表５－１ |
| 畜産経営環境調和推進資金（共同利用施設整備の場合） | □ | 別表２、別表５－２ |
| 食品流通改善資金 | □ | 別表２、別表６ |
| みどり投資促進税制を活用する場合 | □ | 別表２ |

注１　活用を予定している特例措置にチェックすること。

２　チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

３　「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、それぞれ各都道府県が定める貸付資格認定申請書（融資期間から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。

４　「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入時期 | 番号 | 設備等の種類・名称／型式 | 一体的な設備等 | 単価(千円) | 数量 | 金額(千円) | 特例措置 |
| 年度 | 月 | ① |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ② |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 年度 | 月 | ③ |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ④ |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 年度 | 月 |   |  |  |  |  |  |  |
| 月 |   |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 合計 |  |  |

注１　「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

　２　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３　みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

４　みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５　「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

６　施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。

（別表３）

環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

１　環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 施設の内容 | 施設の用に供する土地 |
| 施設の種類・用途等 | 新設等の別 | 建築面積 | 所在 | 地番 | 地目 | 面積 |
| 登記簿 | 現況 |
|  |  | □新築□改築□用途変更 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | □新築□改築□用途変更 |  |  |  |  |  |  |

注１　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

２　「番号」は、別表２の番号と対応するように記載すること。

３　「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。

４　「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

２　環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 整備を行う期間 |
|  | 　　　　　　　年　　　月　　　日～　　　年　　　月　　　日 |
|  | 　　　　　　　年　　　月　　　日～　　　年　　　月　　　日 |

　注　「番号」の欄は、別表２の番号と対応するように記載すること。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

　□　施設の規模及び構造を明らかにした図面

（別表４）

農業改良措置に関する事項

（法第23条関係）

１　特例を必要とする者の氏名

|  |
| --- |
| 氏名： |

注　法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

２　農業改良措置の目標及び内容

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 農業改良措置の目標及び具体的な内容 |
| □　新たな農業部門の経営の開始□　農畜産物の新たな生産方式の導入 |  |

注１　当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。

２　別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

３　「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

４　「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

３　農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法　　　　　（千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　年度(　年　月期) | 　年度(　年　月期) | 　年度(　年　月期) | 　年度(　年　月期) | 　年度(　年　月期) |
| ①設備投資額 |  |  |  |  |  |
| ②運転資金額 |  |  |  |  |  |
| ③資金調達額合計（①＋②) |  |  |  |  |  |
|  | 補助金・委託費等金融機関借入(うち農業改良資金)自己資金その他 |  |  |  |  |  |

 　注　実施計画の「４　環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。